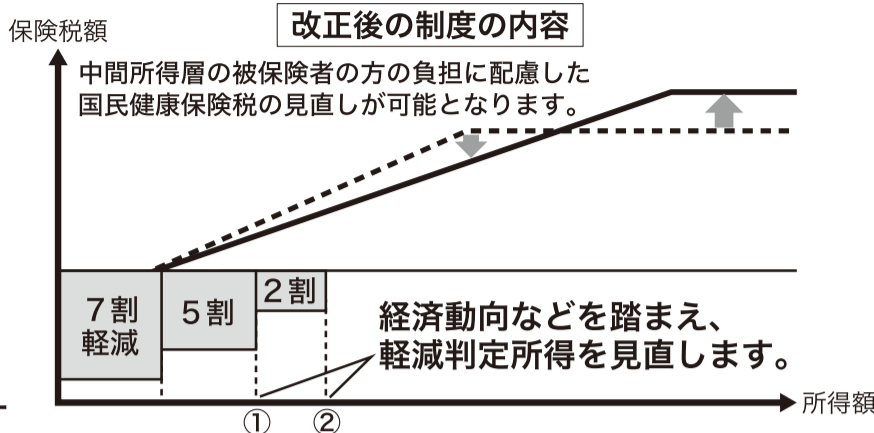


国民健康保険税の課税限度額等の見直しについて

【問い合わせ】
町民課 国保年金係
☎(83)1225

①国民健康保険税の医療給付費分にかかる課税限度額が次のように変わります

課税限度額	改正前	改正後
基礎課税額	58万円	61万円
後期高齢者支援金等課税額	19万円	19万円
介護納付金課税額	16万円	16万円



②軽減の対象となる基準額が次のように変わります

軽減判定所得	改正前	改正後
7割軽減基準額	基礎控除額(33万円)	基礎控除額(33万円)
5割軽減基準額	基礎控除額(33万円)+27.5万円×(被保険者数※)	基礎控除額(33万円)+ 28万円 ×(被保険者数※)
2割軽減基準額	基礎控除額(33万円)+50万円×(被保険者数※)	基礎控除額(33万円)+ 51万円 ×(被保険者数※)

※被保険者には、同じ世帯の中で国保被保険者から後期高齢者医療保険被保険者に移行した方を含みます

後期高齢者医療制度にご加入の皆さんへ

医療保険料の軽減率が見直されます

年金収入80万円以下などの要件を満たす方の医療保険料の軽減率が、特例的な9割軽減から2019年度には8割軽減になり、2020年度からは本則の7割軽減となります。

これに伴い、対象の方へは、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の負担軽減の強化が実施されます。

現行の8.5割軽減は、2019年度は8.5割を継続し、2020年度は7.75割軽減とし、2021年度から7割軽減となります。

	現行	改正案	
		2019年度	2020年度
世帯の総所得金額などの基準	2018年度	2019年度	2020年度
33万円以下の世帯のうち被保険者全員が年金収入80万円以下 他の各種所得なし	9割	8割	7割(本則)
33万円以下(上記の場合を除く)	8.5割	8.5割	7.75割



4月から松田町国民健康保険診療所の診療体制が変わります

地域の皆さんが、安心して診療を受けられる、また、地域の健康を守る医療機関として診療を行ってまいります。

【平成31年度の診療時間と担当医】

曜日	診療時間	担当医師
月・火・水・金	午前9時～正午 午後2時～5時	やまだやすみ 山田泰海診療所長(内科)
木	午前9時～正午	足柄上病院 総合診療科(輪番)
	午後2時～5時	足柄上病院 外科(輪番)

ゴールデンウィークは休診します。
開成町にある休日急患診療所等をご利用ください。

【問い合わせ】松田町国民健康保険診療所(寄診療所) ☎(89)2119

5月1日(水)・2日(木)役場窓口を開きます

開庁時間 午前8時30分～午後5時15分
※寄出張所は開きません

〈町民課〉戸籍届(婚姻届など)、転入・転出など、住民票の写しなどの発行、国民健康保険などの手続き

【事前に要電話予約】個人番号カード交付手続き

〈税務課〉所得証明書等発行など

〈子育て健康課〉児童手当、小児医療証交付など

〈福祉課〉介護保険、障がい児・者に関する各種手続き

〈環境上下水道課〉水道使用開始(中止)届

○町民課・税務課・環境上下水道課は収納業務も行います。

【問い合わせ】町民課 窓口サービス係 ☎(83)1225

4月から手軽にコンビニで納税・納付できます!

平成31年4月以降に発行される町税等の納付書で、コンビニ納付用バーコードが印刷されているものであれば、コンビニエンスストアで納めることができます。「コンビニ納税」が始まります。手数料不要で、休日や夜間も納めることができます。これまでどおり、金融機関などの窓口でも納めることができます。領収証書はレシートと一緒に大切に保管してください。

【問い合わせ】税務課 ☎(83)1224

■対象となる税・料

- ・町県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、上下水道使用料、簡易水道使用料

■納付できるコンビニエンスストア

- ・セブンイレブンやファミリーマートなど(詳細は納付書裏面をご覧ください)

■納付書の様式が変わります!

- ・コンビニ納付用のバーコードが印字されています。
- ・冊子形式の納付書は1枚ずつ(単票)になります。納付書に印字された納期を確認して、順番に納付してください。

■コンビニで取り扱いができないもの

- ・バーコードが無いもの/傷や汚れなどでバーコードが読めなかったもの/金額が訂正されているもの/納付書1期(1枚)当たりの金額が、30万円を超えるもの/取扱期限を過ぎているもの